

協議会委員の任期満了に伴う改選について

1 概要

- ・ 福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱、福島県地域公共交通活性化協議会地域部会設置要領において、それぞれ委員の任期について「3年間」と規定しており、令和8年3月31日をもって任期満了となる。
- ・ 令和6年3月に策定した「福島県地域公共交通計画」において定められた地域公共交通を確保・維持するための基本的な方針や目標を達成するための施策や事業などの取組状況等を定期的にチェックし、目標達成に向けて継続的な改善を重ねていくためには、引き続き、当該協議会及び地域部会の役割は重要である。
- ・ したがって、令和8年4月1日以降においても、これまでと同様の協議体制を維持するため、以下のとおり事務局案を提示させていただくもの。

2 令和8年4月1日以降の協議会委員について

別表（第3条関連、地域部会設置要領第4条関連）のとおり

※ 福島交通（株）と会津乗合自動車（株）が令和8年4月1日付けで合併することに伴う変更を反映。

3 協議会役員について

別紙のとおり（p6）

別表（第3条関連）

No.	活性化再生法（§6）	団体名	役職
1	地方公共団体	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		福島市	交通政策課長
3		会津若松市	企画調整課長
4		郡山市	総合交通政策課長
5		いわき市	公共交通課長
6		白河市	参事兼生活防災課長
7		須賀川市	企画政策課長
8		喜多方市	地域振興課長
9		相馬市	企画政策課長
10		二本松市	秘書政策課長
11		田村市	企画調整課長
12		南相馬市	企画課長
13		川俣町	政策推進課長
14		南会津町	総合政策課長
15		猪苗代町	参事兼企画財務課長
16		会津坂下町	政策財務課長
17		石川町	企画商工課長
18		富岡町	産業振興課長
19	公共交通事業者等	公益社団法人福島県バス協会	会長
20		一般社団法人福島県タクシー協会	会長
21		福島交通株式会社	代表取締役社長
22		会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長
23		新常磐交通株式会社	代表取締役
24		ジェイアールバス東北株式会社	代表取締役社長
25		ジェイアールバス関東株式会社	代表取締役社長
26	東北アクセス株式会社	代表取締役	
27	東日本旅客鉄道株式会社東北本部	企画部長	
28	道路管理者	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	副所長
29	福島県（土木部）	道路計画課長	
30	公安委員会	福島県警察本部	交通企画課長
31		福島県警察本部	交通規制課長
32	地域公共交通の利用者	福島県PTA連合会	会長
33		福島県高等学校PTA連合会	副会長
34		福島県商工会女性部連合会	副会長
35		日本労働組合総連合会福島県連合会	事務局長
36		公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
37		社会福祉法人福島県社会福祉協議会	事務局長
38	運転者が組織する団体（労働組合）	福島県交通運輸産業労働組合協議会	議長
39	学識経験者	国立大学法人福島大学経済経営学類	教授
40	その他当該地方公共団体が必要と認める者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官

福島交通(株)と会津乗合自動車(株)が令和8年4月1日付けで合併することに伴う変更。



別表（地域部会設置要領第4条関連）

No.	地域部会名	団体名	役職
1	県北地域部会	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		福島市	交通政策課長
3		二本松市	秘書政策課長
4		伊達市	生活環境課長兼消費生活センター長
5		本宮市	生活環境課長
6		桑折町	生活環境課長
7		国見町	住民防災課長
8		川俣町	政策推進課長
9		大玉村	企画財政課長
10		福島交通株式会社	代表取締役社長
11		ジェイアールバス東北株式会社	代表取締役社長
12		阿武隈急行株式会社	代表取締役社長
13		県北地方振興局	県民環境部長
14		県北建設事務所	企画管理部長
15		国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官
1	県中・県南地域部会	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		郡山市	総合交通政策課長
3		須賀川市	企画政策課長
4		田村市	企画調整課長
5		鏡石町	総務課長
6		天栄村	企画政策課長
7		石川町	企画商工課長
8		玉川村	企画政策課長
9		平田村	企画商工課長
10		浅川町	総務課長
11		古殿町	総務課長
12		三春町	住民課長
13		小野町	企画政策課長
14		白河市	参事兼生活防災課長
15		西郷村	参事兼企画政策課長
16		泉崎村	総務課長
17		中島村	住民生活課長
18		矢吹町	まちづくり推進課長
19		棚倉町	産業振興課長
20		矢祭町	町民福祉課長
21		塙町	まち振興課長
22		鮫川村	村づくり推進室長
23		福島交通株式会社	代表取締役社長
24		ジェイアールバス関東株式会社	代表取締役社長
25		県中地方振興局	県民環境部長
26		県南地方振興局	県民環境部長
27		県中建設事務所	企画管理部長
28		県南建設事務所	企画管理部長
29		国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官

別表（地域部会設置要領第4条関連）

No.	地域部会名	団体名	役職
1	会津・南会津地域部会	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		会津若松市	企画調整課長
3		喜多方市	地域振興課長
4		北塩原村	総務企画課長
5		西会津町	町民税務課長
6		磐梯町	行政経営課長
7		猪苗代町	参事兼企画財務課長
8		会津坂下町	政策財務課長
9		湯川村	総務課長
10		柳津町	総務課長
11		三島町	総務課長
12		金山町	総務課長
13		昭和村	総務課長
14		会津美里町	政策財政課長
15		下郷町	総合政策課長
16		檜枝岐村	総務課長
17		只見町	交流推進課長
18		南会津町	総合政策課長
19		福島交通株式会社	代表取締役社長
20		会津鉄道株式会社	代表取締役社長
21		会津地方振興局	県民環境部長
22		南会津地方振興局	県民環境部長
23		会津若松建設事務所	企画管理部長
24		喜多方建設事務所	企画管理部長
25		南会津建設事務所	企画管理部長
26		国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官
1	相双・いわき地域部会	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2		相馬市	企画政策課長
3		南相馬市	企画課長
4		広野町	復興企画課長
5		檜葉町	政策企画課長
6		富岡町	産業振興課長
7		川内村	総務課長
8		大熊町	生活支援課長
9		双葉町	復興推進課長
10		浪江町	企画財政課長
11		葛尾村	住民生活課長
12		新地町	企画政策課長
13		飯舘村	村づくり推進課長
14		いわき市	公共交通課長
15		福島交通株式会社	代表取締役社長
16		新常磐交通株式会社	代表取締役
17		東北アクセス株式会社	代表取締役
18		相双地方振興局	県民環境部長
19		いわき地方振興局	県民部長
20		相双建設事務所	企画管理部長
21		いわき建設事務所	企画管理部長
22		国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官

福島交通(株)と会津乗合自動車(株)が令和8年4月1日付けで合併することに伴う変更。

福島県地域公共交通活性化協議会副会長及び監事について

福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第4条第1項、同条第2項、第11条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記のとおり副会長、監事を指名（任命）する。

記

役職名	団体名	役職 ※氏名は現職の方
副会長	国立大学法人福島大学	経済経営学類教授 吉田 樹
監 事	福島市	交通政策課長 近藤 秀俊
監 事	郡山市	総合交通政策課長 大嶋 直人

令和8年3月19日

福島県地域公共交通活性化協議会

会長 佐藤 知憲

(趣旨)

第1条 福島県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議をするとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保等に関し必要な協議をするため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保等に関すること
- (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成員)

第3条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。

- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域部会を設置することができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、地域部会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。
- 3 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(地域公共交通会議)

第8条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に基づき市町村に設置される地域公共交通会議については、協議会の分科会として位置付ける。

- 2 起点及び終点が一市町村内の路線の休廃止の届出に係る協議は、原則として地域公共交通会議で行うものとする。
- 3 協議会は、地域公共交通会議の路線の休廃止の協議結果を以て、協議会の協議結果とすることができる。
- 4 市町村は、地域公共交通会議の協議結果及び報告があった内容等について、協議会会長へ報告するものとする。
- 5 各市町村が設置する地域公共交通会議の協議案件のうち、複数市町村にまたがる案件については、関係地域における地域部会でも協議できるものとし、その場合、当該地域部会の協議結果は、協議会での協議を経た上で、関係市町村における地域公共交通会議の協議結果とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は福島県生活環境部生活交通課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第11条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から30日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この設置要綱は、令和5年3月17日から施行する。

2 この設置要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、令和8(2026)年3月31日までとする。

附 則

この設置要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

1 この設置要綱は、令和6年3月21日から施行する。

2 福島県生活交通対策協議会設置要綱(平成13年2月20日施行)は、廃止する。

附 則

この設置要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和6年12月18日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和7年6月18日から施行する。

福島県地域公共交通活性化協議会地域部会 設置要領

(趣旨)

第1条 地域の実情に応じた協議等を行うため、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき、地域部会を設置する。

(組織)

第2条 地域部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 県北地域部会
- (2) 県中・県南地域部会
- (3) 会津・南会津地域部会
- (4) 相双・いわき地域部会

(事業)

第3条 地域部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福島県地域公共交通計画に関する協議等全般
- (2) 乗合バスの路線退出等に伴う協議等全般
- (3) 前号に掲げるもののほか、地域部会の目的を達成するために必要なこと。

(地域部会の構成員)

第4条 地域部会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 地域部会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域部会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。

(地域部会の運営)

第6条 地域部会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 地域部会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 地域部会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 地域部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は地域部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 7 地域部会において協議した結果は、福島県地域公共交通活性化協議会の協議結果とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、地域部会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この設置要領は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要領の施行後最初に就任する委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、令和8(2026)年3月31日までとする。

附 則

この設置要領は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年12月18日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和7年6月18日から施行する。